

## 第 7 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成 22 年 5 月 26 日（水） 本社会議室	
委員	田中俊充（弁護士） 矢橋農吾（大学名誉教授） 西谷隆亘（大学名誉教授） 高橋 明（水資源機構監事）	
審議対象	1．平成 21 年度及び平成 22 年 4 月の契約状況について 2．新随意契約見直し計画について 3．今後の対応について	
	<b>1．平成 21 年度及び平成 22 年 4 月の契約状況についての審議</b>	
	<b>委 員</b>	<b>機構事務局</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札の件数ベースの説明はあったが、金額ベースはどうなっているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札の金額ベースは、21 年度の一般競争全体で 321 億、その内一者応札で落札された金額ベースが 99 億、31% です。22 年 4 月期のみを申しますと、全体の一般競争で発注した金額が 65 億でした。その内一者応札で落札された金額が 8 億、率にして 12.6%、率においては半分以下に減っていることとなります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械設備と電気通信の設備点検が、一者応札の率が高いが、この時にロットを拡大するとしたら、他社のメーカーと組み合わせてやるのが可能なのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信関係はロットの拡大として、近隣事務所の随契業務を幾つかまとめる形でやっています、その中を見ると同一メーカーでなく複数メーカーの施設が入っている状況です。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札の原因がどこにあるのかは、引続きフォローしていく必要がある。入札の条件にあるのか、要求事項にあるのか、また相手がいるのかどうか。設備点検ように、なかなか全部できるメンテナンス会社は、合併吸収でもしない限りそうない。2 つのメンテナンス業者が合併したとか、何か仕事を引き継いだとかがあるところは、地域的に幾らかあると思う。原因をよく詰めて、対策を立てた方がいいのではないかと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員のご指摘のとおり、まだ今は一者応札が 170 件中 39 件と数字的な集計にとどまっています。今後、この 39 件を 1 つずつ分析して、今後の対策を練っていきたいと事務局として思っています。</li> </ul>
	<b>2．新随意契約見直し計画についての審議</b>	

## 第7回水資源機構契約監視委員会 審議概要

<p>・「随意契約等の見直し計画」の先頭ページの表について、見直し後として契約のカテゴリーを変えて書いてあり件数はわかるが、金額についてはどう理解すればいいのか。</p>	<p>・先頭ページの表は、20年度実績の件数、金額を、再び同じ業務を今後発注するに当たり、どういった契約形態で行うかの見直し後の姿であり、金額は、例えば競争性のない契約から競争性のある契約に1億移行させれば、そのまま1億競争性がない随意契約が減り、1億競争性のある契約が増えるだけです。</p>
<p>・次ページの一者応札・一者応募案件の見直し状況の表中で、下から2行目のその他の見直しで195件取りやめるとあるが、取りやめた仕事はどうなるのか。どこでどのようにフォローするのか。</p>	<p>・現場技術業務、用地補償業務のいわゆる発注者支援業務は、必要最小限のものを除き取りやめました。庁舎管理、清掃、賄いについても、事務所ですとか单身寮等の賄いを、原則廃止しました。清掃についても日常清掃業務、フロアに掃除機をかける、ごみ等をまとめて集積場所に出すといったことも職員自らがやるようにしました。その結果、195件の発注を減らし、その分外注費、20年度で言えば38億5,000万が取りやめになったということです。</p>
<p>・そのような自助努力は非常にいいことなので、それをどこかに表明することはあるのか。見直し計画の中に文書として、表現として入れられるものなのか。</p>	<p>・この随意契約見直し計画は、全ての独立行政法人共通のフォーマットであり、作成要領も総務省の行政管理局から指示を受けていますので、何らかのコメントが入られるか否かは、確認できると思います。しかし、今言った業務の取りやめについての自助努力は、随契見直しですとか一者応札の改善後の手だてとして載せられるかに係ってくるのではないかと考えます。</p>
<p>・事務局案を了承するという ことで決議したいと思う。</p>	
<p><b>3. 今後の対応についての審議</b></p>	

## 第7回水資源機構契約監視委員会 審議概要

	<p>・(2)競争性のない随意契約に、「価格の妥当性」という言葉が出てくるが、これについて委員会で確認を行うことになる、かなり委員として難しい気がする。</p>	<p>・総務省がもう既に各独立行政法人の契約関係状況の点検見直しについて、取りまとめてホームページに公表しています。その中で、随意契約で同一の相手方と契約を継続する場合、その価格を、例えば価格交渉をしなさいと、していくべきだという方針が示されています。それを受け、価格等の妥当性についてご審議いただくという表現にしました。</p>
	<p>・価格の妥当性という話になると、実際には業務の内容と相場というのか、世の中の価格と比較してとなると思うが、もう少し書き方がないか。確かに特命随意契約は、競争にさらされない分安くしろというのが背景にあると思う。ただ、それを言っても応じてくれるかどうかは、わからない</p>	<p>・この問題は確かに対応として難しい部分があります。具体性について、現実問題どうしていくか、何をイメージしてどのようにやっていくか事務局に一旦引き取り、もう一度検討させていただきたいと思います。</p>
	<p>・今後の対応については、(2)の競争性のない随意契約の末尾の「価格の妥当性等について」の部分について、事務局の方で若干考え、見直すということを除いて、他については了承する。</p>	

問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

ランド・アクシス・タワー内

電話 048-600-6500

水資源機構契約監視委員会事務局

財務部契約課長

小出 裕之(内線 2251)

技術管理室技術調査課長

星野 博(内線 4631)